

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	こども医療費の資格・医療費助成の可否の決定
根拠法令及び条項	蓮田市こども医療費助成条例第3条、第4条、第5条、蓮田市こども医療費助成条例施行規則
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>（対象者）</p> <p>条例第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、蓮田市の区域内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者（次条第4項において「被保険者等」という。）であるこども（次に掲げる者を除く。以下「対象となるこども」という。）の保護者のうち、当該対象となるこどもの主たる生計維持者であって、日本国内に住所を有するものとする。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者</p> <p>（3）児童福祉法その他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者</p> <p>（4）蓮田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和58年蓮田市条例第10号）に基づき医療費の助成を現に受けている者</p> <p>（5）蓮田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成4年蓮田市条例第19号）に基づき医療費の助成を現に受けている者</p> <p>（6）他の地方公共団体の制度に基づき医療費の助成を現に受けている者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該対象となるこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象者とする。</p> <p>（受給資格の登録等）</p> <p>条例第4条 次条に規定するこども医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、規則で定めるところにより内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請をした対象者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。</p>

3 市長は、前項の規定により受給資格者として認定したときは、規則で定めるところにより、当該受給資格者に受給資格証を交付するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、当該申請の内容が適当でないと認めるときは、規則で定めるところにより当該申請をした者に通知するものとする。

5 受給資格者は、対象となるこどもが医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等（国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等をいう。）により、当該対象となるこどもが被保険者等であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。

#### （助成）

条例第5条 市長は、受給資格者が対象となるこどもに係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額（法令若しくはそれに準ずる規程による給付又は附加給付金があるときは、その額を控除した額。以下「こども医療費」という。）を助成するものとする。ただし、受給資格者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成の対象としない。

#### （受給資格の登録）

施行規則第3条 条例第4条第1項の規定により同項の登録を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1号のこども医療費受給資格登録申請書に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 対象となるこどもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類等

（2） 対象となるこどもが蓮田市の区域内に住所を有することを証する書類

（3） 申請者が日本国内に住所を有することを証する書類

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

#### （受給資格の登録の審査）

規則第3条の2 条例第4条第2項の規定による審査は、当該申請に係る申請者及び対象となるこどもが条例第3条に掲げる要件に適合するかどうかを審査するものとする。

#### （受給資格証の交付）

施行規則第4条 条例第4条第3項の受給資格証は、様式第2号によるものとする。

2 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号のこども医療費受給資格証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 受給資格証の有効期間は、条例第4条第1項の規定による登録の申請（以下この項及び次条において「登録申請」という。）をした日から受給資格消滅日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の受給資格証の有効期間の始期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

<p>(1) 対象となる子どもに出生その他受給資格が発生した後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該理由がやんだ後15日以内)に申請者が登録申請をした場合 出生その他受給資格が発生した日</p> <p>(2) 対象となる子どもが他の市区町村から転入後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該理由がやんだ後15日以内)に申請者が登録申請をした場合 転入日</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により、申請者が登録申請ができなかった場合において、当該理由がやんだ後15日以内に申請者が登録申請をした場合 当該理由により登録申請をすることができなくなった日</p> <p>(登録申請の却下に係る通知の方法)</p> <p>規則第4条の2 条例第4条第4項の規定による通知は、様式第3号の2の子ども医療費受給資格登録申請却下通知書により行うものとする。</p> <p>(助成の申請等)</p> <p>施行規則第5条 条例第6条第1項に規定する助成の申請は、様式第4号の子ども医療費助成申請書により行わなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、その内訳が明らかであるものでなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、及び当該受給資格者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに子ども医療費を当該受給資格者に支払い、及び当該助成に係る事項を記録するものとする。この場合において、当該受給資格者の死亡等により受給資格者に助成することができないときは、市長が定める者に助成するものとする。</p> <p>(受給資格喪失の通知)</p> <p>施行規則第10条 市長は、受給資格者又は対象となる子どもが条例第3条に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、様式第7号の子ども医療費受給資格喪失通知書により、当該受給資格者であった者に通知するものとする。ただし、第8条第5号に掲げるとき、及び対象となる子どもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したことにより子ども医療費の助成を受けるべき事由が消滅したときは、この限りでない。</p> <p>2 受給資格者は、その資格を喪失したとき(前項ただし書に規定するときを除く。)は、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。</p>			
審査基準 設定年月日	昭和48年6月30日	審査基準 最終変更年月日	令和4年 3月22日
標準処理期間	<p>■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 ( 備考に記載 )</p> <p>□ 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)</p>		

標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月29日	標準処理期間 最終変更年月日	令和6年 3月29日
所管部署	生涯学習部子ども支援課		
備考	標準処理期間について、以下のとおりとする。 資格認定処理期間 2か月以内 助成費決定処理期間 2か月以内（高額療養費に係る医療費については5か月以内）		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。